

地方独立行政法人堺市立病院機構における内部統制基本方針

平成31年4月1日

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）は、「すべての患者さんの権利と人格を尊重し、安心・安全で心の通う医療を提供する」という理念のもと、職員一人ひとりが法人職員としての責任を自覚し、法令等を遵守し、誠実かつ公平な職務の遂行を推進するとともに、相互に意思疎通を図りながら組織の秩序を維持することにより、市民から信頼される組織となることを目的として、内部統制に係る次の基本方針を定める。

1 コンプライアンスの推進

法令遵守による適正な業務の遂行、服務規律・倫理原則の徹底、業務プロセスにおけるルールの適正な運用など、コンプライアンスの推進に組織的に取り組む。

2 組織全体の継続的なリスク管理の実施

業務遂行上のリスクを組織全体で把握、評価し、リスク発生の未然回避及び発生時におけるリスクの低減化に努めるなどリスク管理を行う。

3 業務の有効性及び効率性の確保

法人のミッション実現のための方針を策定し、職務権限及び意思決定ルールの明確化と業務プロセスの可視化を進め、業務の有効性及び効率性を確保する。

4 情報の適正な管理及び公開

情報管理のシステム化を進め、個人情報を含めた業務執行に関する情報を法令等に従い適切に保存・管理する。

5 内部統制モニタリングの充実

内部統制機能の有効性を確認、評価するため、組織的な体制を確立し、継続的な内部統制モニタリングの充実を図る。